

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会  
045-201-2378

お知らせ第11号を送信します。

### 【植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程の一部改正案についての 意見・情報募集について】

農林水産省のホームページ（ホームページ→申請・お問い合わせ→パブリックコメント→意見募集中の案件一覧）に①植物防疫法施行規則の一部改正について、②輸入植物検疫規程の一部改正についてのパブリックコメント（意見・情報募集）が掲載されましたのでお知らせします。今回の2つの改正の趣旨及び内容の概要は以下の通りです。詳細につきましては以下の URL から閲覧又は添付資料をご覧ください。

#### ① 植物防疫法施行規則の一部改正の概要

植物を輸入するときは、植物防疫法第6条により輸出国の政府機関により発行された検査証明書（植物検疫証明書）を添付したものでなければ輸入してはならないこととされている。また、植物防疫法施行規則第5条では、検査証明書の添付が不要な植物として、うこんの乾燥したもの等9品目のみが規定されている。

今般、最新の状況に基づき、科学的な根拠に基づくリスク評価が行われたところ、乾燥、凍結等の加工処理が行われた植物については、検疫有害動植物が付着するリスクが低いことが判明し、新たなリスク評価により検査証明書の添付が不要とされる植物の追加規定を行う規則改正。

・農林水産省パブリックコメント

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002972&Mode=0>

・意見公募要領

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000193317>

・施行規則の一部改正案の概要

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000193318>

・一部改正案の新旧対照条文

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000193319>

② 輸入植物検疫規程の一部改正の概要

現行の輸入植物検疫規程別表第3（消毒方法の基準）には、麦、とうもろこし等に検疫有害動植物であるグラナリアコクゾウムシがあった場合の消毒方法として、臭化メチルを用いる方法のみが規定されている。

今般、麦、とうもろこし及びもろこしに付着するグラナリアコクゾウムシがあった場合に、リン化アルミニウムを用いた消毒方法が確立したため、規程別表第3の一部を改正して、リン化アルミニウムを用いた消毒方法を追加する改正案である。

- ・農林水産省パブリックコメント

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002981&Mode=0>

- ・意見公募要領

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000193310>

- ・輸入植物検疫規程の一部改正案の概要

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000193311>

- ・一部改正案の新旧対照条文

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000193312>

以上